

仕 様 書

1 業務名

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 選挙（審査）公報ポスティング業務G（清田区）

2 業務の目的

選挙公報は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙において発行され、公職の候補者の氏名、経歴、政見等が記載されており、有権者が投票を行う際の参考となる媒体である。また、審査公報は、最高裁判所裁判官国民審査の際に発行され、審査に付される裁判官の氏名、経歴等が記載されており、有権者が審査を行う際の参考となる媒体である（なお、本仕様書上では、以下特記のない限り、選挙公報と審査公報を合わせて、「選挙公報」と表記する。）

本業務は、同選挙において、選挙公報を市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）から受領し、清田区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）の指示に従って、公職選挙法第170条第1項に基づき、選挙期日の二日前までに該当する世帯全てに配布することを目的とする。

3 業務に係る基本事項

(1) 選挙公報の規格

ブランケット判（新聞紙1ページ大）5～6枚程度 1種類（北海道3区）

※ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報と、最高裁判所裁判官国民審査の審査公報を丁合し一組としたものを1部とする。

(2) 選挙公報の引渡部数

市選管担当者立ち会いのもと、市選管が指定する場所において受託者に引き渡す。詳細は、市選管と打ち合わせる。

ア 引渡予定部数等

別紙1「各区選挙公報配布見込部数」のとおり

イ 引渡予定日時

令和6年10月19日（土）

※引渡日については、変更となる可能性がある。

※引渡時間については、別途、市選管が指示する。

ウ 引渡予定場所

契約締結後、市選管が指示する。

なお、引渡場所については札幌市内若しくは札幌市近郊の印刷工場となる見込み。

(3) 配布区域

清田区において、区選管が指定する区域（概ね町内会単位）。詳細は契約締結後に区選管で引き渡す「配布台帳」及び地図により指示する。なお、配布区域及び区域ごとの配布予定部数については別紙2「清田区選挙公報ポスティング配布計画書及び配布報告書（以下、「配布計画書」という。）」のとおり。また、各町内会の住所については、下記HPも参照すること。

・ まちトモNavi (<http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/>)

(4) 配布対象

ア 配布区域内の全世帯及び区選管が指定する場所（事業所、二世帯住宅、施設等）

イ 注意点

（ア） 外形上、世帯を兼ねていると判断される事業所には配布する。

（イ） 複数世帯と判断される住宅（表札が2枚以上、ポストが2つ以上等）には、世帯分を配布する。

（ウ） その他、市民からの要望等を受けて事業所や施設に配布する場合などについては別途配布台帳で指示する。

(5) 配布部数

特に指定のない限り、各世帯1部とする。

(6) 配布期間

選挙公報受領後からできる限り速やかに配布し、令和6年10月25日午後5時までに配布すること。

4 配布体制

次の各項に留意の上、配布体制を整えること。

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な施設、機材及び人員等を確保すること。
- (2) 業務全体を把握する管理責任者を置くこと。
- (3) 配布計画書の地区ごとに配布責任者を配置し、管理責任者は配布責任者及び市・区選管との事務連絡体制を確立すること。
- (4) 配布状況など業務に係る情報を常に迅速かつ正確に把握できるようにするとともに、市・区選管の求めに応じて報告できるようにすること。
- (5) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、やむを得ない事情により、配布業務の一部を再委託する場合は、事前に市選管へ下記ア～ウの書類を提出し、承認を受けること。

ア 再委託にかかる申請書（任意様式）

イ 選挙公報再委託先一覧（別紙3）

ウ 申出書（別紙4）

- (6) 再委託を行う場合、受託者は、事前に再委託先が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、及び暴力団又は暴力団員に關与していないことを確認すること。

なお、再委託可能な範囲は、本業務の管理統括を除く配布業務とし、委託元が承認を得て再委託する場合、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

5 配布業務の内容

(1) 配布台帳等の受領

受託者は、配布開始前に区選管にて「配布台帳」及び「地図」を受領すること。受領日時については、受託者が区選管の担当と打ち合わせの上決定すること。

(2) 配布計画書の作成・提出

ア 配布区域の誤認や、配布員の手配漏れを防ぐため、「配布計画書」を作成し、配布エリアごとの配布員を明確にすること。配布計画書は事前に区選管に提出し、承認を受けること。

イ 受託者は、配布員に対して注意事項を書き込んだ配布エリアの地図を渡し、個別に指導するなど、配布地域、配布方法について十分な周知徹底を図ること。

ウ 1つの町内会の配布を複数人が担当する場合には、その旨を配布計画書に記載するとともに、代表者の名前を併せて記載すること。

(3) 選挙公報の保管・仕分け

ア 市選管から受領した選挙公報は、受託者の責任において使用できる倉庫等で厳重に保管すること。なお、倉庫等については、余裕を持ったスペースを確保すること。

イ 配布開始前に、配布台帳にある地区ごとに選挙公報を仕分け・梱包するなど、誤配を未然に防止する体制を整えるとともに、仕分け等の際には、管理責任者等が立ち会うこと。

ウ 以上の体制について、市・区選管の求めに応じて報告を行うこと。

(4) 配布作業

ア 配布区域について事前に十分確認を行い、町内会が配布を行う区域など、配布区域外に誤配布しないよう注意すること。

- イ 配布時間帯は、最終日を除き、原則として午後８時までとする。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。
- ウ 選挙公報は、原則、ドアポストに投函すること。ただし、オートロックのマンション等については、集合ポストに入れることも可とする。また、管理人のいるマンション等において、配布引き受けの申し出があった場合は、一括して引き渡すことができるものとする。
- エ ポストに投函する際は、原則、選挙公報全体をポスト奥に完全に投函し切ること。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。
- オ 選挙公報は、水濡れ、破損、汚損、紛失することがないように取り扱うこと。
- カ 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。
- キ 区選管から受領した配布台帳は紛失することのないように慎重に取り扱うこと。

(5) 配布漏れ

- ア 配布漏れの連絡を受けた場合、受託者は速やかに選挙公報を該当世帯に届けるとともに、区選管に完了の報告をしなければならない。
- イ 上記３－(6)の配布期間後においても配布漏れの連絡を受けた場合には、速やかに該当世帯に選挙公報を届けること。また、配布漏れに対応するための人員等を確保すること。
- ウ 配布漏れ世帯に対しては、原則として謝罪の上手渡しすること。

(6) 併配

市選管が認めた場合を除き、他の刊行物等と一緒に配布してはならない。

(7) 配布部数の確定

管理責任者は、配布期間経過後に各配布員から配布日・配布部数・その他注意事項等が記入された配布台帳を受け取り、取りまとめの上、配布部数を確定させること。なお、市民からの未配布の連絡等によって配布した分については、配布部数には含まないこととする。

(8) 配布報告及び完了届等の提出

- ア 管理責任者は、各配布員の配布進捗状況を随時把握するよう努めること。
- イ 中間報告として、配布期限２日前（10月23日）の配布終了時において、配布が完了した町内会について、５－(2)－アで作成した「配布計画書」により、翌日の午前中までに市・区選管に報告し、配布の進捗状況について、相互に確認の上、配布遅延の恐れがある場合には、予防策を講じること。なお、中間報告の時点で配布を完了している場合には、中間報告を省略し、最終報告を行って構わない。
- ウ 受託者は、配布期限当日の午後５時までに「配布計画書」により、区選管に最終報告を行うこと。最終報告においても、いまだ配布が完了していない町内会が生じた場合は、市・区選管とも協議の上、配布完了のための必要な策を早急に講じ、同日の午後８時までには配布

をすべて完了させるとともに、配布が完了次第、「配布計画書」に追記し、逐次、区選管に報告すること。

エ 「配布計画書」の「配布完了日」欄が全て記載されていることを区選管が確認したことをもって、配布完了したものとする。なお、受託者は配布完了後、「配布完了報告書」（別紙5）を速やかに市選管へ報告すること。

オ 上記イ～エの報告については、電子メールにて報告すること。

カ 受託者は、配布部数確定後、「配布台帳」及び「地図」を区選管に返還するとともに、所定の「配布部数確認書」（別紙6）に確認印を区選管から受領の上、市選管に「完了届」等の書類とともに提出すること。

(9) 選挙公報の残部は、配布漏れの対応に備え、受託者において配布期限後1週間程度保管し、その後、速やかに市選管へ返納すること。

(10) その他

ア 業務履行中に事故等が発生した場合は、ただちに区選管へ報告し、その指示に従うこと。

イ 配布期間中、管理責任者等は市・区選管と常に連絡がとれる体制を確保すること。

ウ 重大なトラブル等が発生した場合は、上記の対応の後、トラブル発生の経緯と対応、原因と再発防止策について書面にて区選管に報告すること。

6 配布台帳の取り扱い

(1) 配布台帳には個人情報に掲載されているため、情報の漏えい、紛失、破損などがないよう、特に慎重に取り扱うこと。また、配布員にもその旨徹底させること。

(2) 配布台帳の保管に当たっては、バインダーに綴じるなど、紛失を防ぐよう細心の注意を払うとともに、配布作業の際には持ち出さないようにすること。配布員は配布を行う際、注意事項を記入した地図等、配布に当たって最低限必要な情報のみを携帯すること。

(3) 万が一配布台帳を紛失した可能性がある場合は、速やかにその旨を区選管に報告し、区選管の指示に従って必要な措置を講ずること。

7 情報管理、秘密保持

(1) 受託者は、配布世帯の情報ははじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。

8 契約期間

契約締結の日から令和6年11月8日まで

9 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、市選管又は区選管が立ち入り検査の必要があると認めたときは、速やかに応じるとともに、立ち入り検査を実施する際は必ず同席すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市選管と協議の上、定めることとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、市が運用する札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 業務履行期間中、市選管及び各区選管からの各種事務連絡に対し、速やかに対応すること。
- (5) 業務の履行中に事故等が発生した場合は、直ちに市選管へ報告し、その指示に従うこと。

区	選挙区	配布部数	予備分	引渡部数	引渡梱包数
清田区	第3区	34,271	3,129	37,400	187

清田区選挙公報ポスティング配布計画及び配布報告書

管理責任者 (連絡先)

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23水時点)	最終報告 (10/25金)	未了分の 完了報告	配布完了日
里 美	里塚第一町内会	222					
	里塚第二町内会	236					
	日の丸団地町内会	436					
	桂台町内会	1,210					
	美しが丘南公園町内会	250					
	里塚団地自治会	373					
	羊ヶ丘通町内会	1,785					
	里塚ラークマンション桂台町内会	90					
	グリーンヒル里塚自治会	51					
	里塚緑ヶ丘町内会	799					
	美里町内会	607					
	パークシティ里塚町内会	168					
	里塚東部町内会	329					
	ファミリー美しが丘町内会	75					
	リーセント里塚管理組合	152					
	こもれびの街町内会	862					
清 田	こもれびの南ヶ丘町内会	930					
	四季彩の杜町内会	87					
	清田町内会	1,255					
	エンブレム清田自治町内会	90					
	新平岡町内会	467					
	真栄第四町内会	181					
	真栄第四町内会	252					
	真栄第二町内会	752					
	真栄第一町内会	752					
	清田有楽町内会	1,470					
北 野	美しが丘町内会	394					
	東真栄町内会	776					
	東北野町内会	1,994					
	南北野町内会	1,275					
	八望台町内会	848					
	北野第二団地自治会	649					
	西北野町内会の一部	399					
	朝日ヶ丘町内会の一部	163					
	北野グリーンタウン自治会一部	154					
清田中央	北野まきば町内会	358					
	北野641自治会	266					
	清田緑町内会	477					
	清田中央町内会	214					
	清田ファミリータウン町内会	396					
	清田団地元町町内会	836					
	清田南若葉会	41					
	清田第五町内会	679					
	清田メイユール喜寿自治会	71					
	ヒルズガーデン清田町内会	625					
	清田第四町内会	302					
	清田高台町内会	307					
	しんえい西自治会	337					
	清田西町町内会	408					
	清田第二町内会	446					
	清田南中央町内会	457					
	清田第三町内会	527					
	清田団地北町町内会	306					

地 区	町内会	部 数	配布担当者	中間報告 (10/23冰時点)	最終報告 (10/25金)	未了分の 完了報告	配布完了日
平 岡	平岡町内会	706					
	平岡東町内会	643					
	南平岡町内会	495					
	シュヴァーピング8番館	102					
	平岡しんたく自治会	560					
	平岡梅ヶ岡町内会	277					
	平岡シュヴァーピング町内会	228					
	平岡雪割草町内会	169					
	平岡3条団地自治会	76					
	平岡ミサワ町内会	63					
	アリアパーク平岡町内会	209					
	平岡第一自治会	493					
	平岡コープタウン町内会	401					
	平岡親和会	271					
	平岡春風台町内会	758					
	ウィズランド平岡町内会	88					
	平岡小学校前町内会	246					
	平岡第二町内会	285					
	平岡第三町内会	189					
	パークシティ平岡町内会	426					

34,271

再委託先一覧

再委託者名

【清田区】

配布担当エリア(町内会)

[illegible]

申 出 書

年 月 日

(あて先) 受託者

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

下記事項を誓約した上で、第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査 選挙（審査）公報ポスティング業務 G（清田区）の一部に従事することを申し出ます。

記

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 2 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

配 布 完 了 報 告 書

札幌市清田区

区 分	地区名	配布完了日時
最初に配布完了した地区		月 日 時 分
最後に配布完了した地区		月 日 時 分

※「配布完了日時」欄の時刻は24時間制で記入すること。

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査
選挙公報ポスティング業務G（清田区）

配布部数確認書

区 名	配 布 部 数	確 認 印
	部	